

株 主 各 位

滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号

日本電気硝子株式会社

取締役会長 井筒雄三

第93期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第93期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、次頁の「議決権行使についてのご案内」に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|----------------|----|---|
| 1. 日 | 時 | 平成24年6月28日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号
当社本社会議室 |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | 1. | 第93期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. | 第93期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | | 取締役賞与の支給の件 |
| 4. 議決権行使のお取り扱い | | |
| (1) | | 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 |
| (2) | | インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 |

以 上

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.neg.co.jp/JP/ir/>）に掲載させていただきます。

《議決権行使についてのご案内》

1. 当日ご出席いただく場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

2. 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送ください。

3. インターネットによる議決権行使の場合

- (1) インターネットによる議決権行使は、平成24年6月27日（水曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
- (2) インターネットによる議決権行使は、以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことができます。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。



（QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。）

- (3) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。
- (4) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主さまのご負担となります。
- (5) 議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。
 - ① インターネットにアクセスできること。
 - ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
 - ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。）

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

【専用ダイヤル】 0120-186-417（午前9時～午後9時）

<用紙の請求等、その他のご照会>0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

4. 機関投資家の皆さまへ

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、上記インターネットによる方法以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

(提供書類)

事業報告

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的基調

当連結会計年度においては、世界経済は、米国で緩やかな景気回復の足取りが見られましたが、欧州では政府債務問題により一部の国を除き景気は停滞し、中国においても成長ペースが鈍化するなど、予断を許さぬ状況が続きました。国内経済も、東日本大震災からの復旧・復興に向かう中で緩やかに持ち直しつつありますが、昨年から今年にかけての円高などによる輸出環境の悪化、個人消費の伸び悩み、電力問題や原油高などにより、わが国の製造業が直面する事業環境は大変厳しい状況が続きました。当社グループの得意先にあっても、マーケットの調整が続く中、生産が大幅に下方修正されるなど、当社グループを取り巻く環境は日を追って厳しさを増しました。

当連結会計年度の成果

	第92期 (22.4 ~ 23.3)	第93期 (23.4 ~ 24.3)	増 減
	百万円	百万円	%
売 上 高	390,195	338,214	△13.3
営 業 利 益	117,471	61,638	△47.5
経 常 利 益	114,299	56,855	△50.3
当 期 純 利 益	68,608	19,408	△71.7

第1四半期(平成23年4月1日～6月30日)の業績は緩やかな回復基調を示したものの、第2四半期(同7月1日～9月30日)には事業環境が厳しくなり、減速に転じました。第3四半期(同10月1日～12月31日)以降は多くの製品分野で状況が更に悪化し、価格の下落に加え、生産調整を余儀なくされるなど、業績は右肩下がりで推移しました。これらの結果、当連結会計年度の業績は前連結会計年度を大きく下回りました。

損益面では、販売の減速や価格の下落、在庫削減のための生産調整や設備の改修・改善工事等の実施による稼働の減少に加えて、当初計画に比べ生産改善に時間を要したことなどが利益を圧迫しました。減価償却費の増加や原燃料価格の上昇も利益を下押しする要因となりました。

また、カラーブラウン管用ガラスに係る競争法関連損失やプラズマディスプレイ用ガラス製造設備の減損損失などを特別損失に計上したほか、税制改正に伴う繰延税金資産の取り崩しを行いました。

上記により、利益は前連結会計年度を大幅に下回りました。

部門別の売上高の状況は次のとおりです。

区 分		第92期 (22.4 ~ 23.3)		第93期 (23.4 ~ 24.3)		増 減	
		売上高	構成比	売上高	構成比	金 額	比 率
ガラス事業	電子・情報用ガラス	百万円 328,521	% 84.2	百万円 272,481	% 80.6	百万円 △56,040	% △17.1
	その他用ガラス	61,673	15.8	65,732	19.4	4,058	6.6
合 計		390,195	100	338,214	100	△51,981	△13.3

〔電子・情報用ガラス〕

薄型パネルディスプレイ（FPD）用ガラスの販売は、第1四半期に緩やかな回復に転じましたが、第2四半期には得意先の生産調整の影響を受け減速、第3四半期以降も需給の改善がなかなか進まない中であって製品価格が下落し、全体として販売は低調に推移しました。光関連ガラスの販売は、第2四半期から第3四半期にかけて調整局面が見られたものの、新興国の通信インフラ需要を背景に概ね底堅く推移しました。イメージセンサ用カバーガラスの販売は、コンパクトデジタルカメラ向けの不調をデジタル一眼カメラ向けの出荷増で補うことができました。太陽電池用基板ガラスの販売は順調でした。

これらの結果、電子・情報用ガラスの売上高は2,724億81百万円（前連結会計年度比17.1%減）となりました。

〔その他用ガラス〕

ガラスファイバは、堅調な自動車部品向け海外需要により、期初からの販売は前連結会計年度を上回るペースで進捗しました。しかしながら、夏場より調整局面に入り、当連結会計年度末にかけて販売が減速しました。耐熱、建築その他の事業領域では、住宅など関連市場の回復のテンポは鈍く、また生産面で低調な分野も見られたことから、全体として販売が伸び悩みました。

これらの結果、その他用ガラスの売上高は657億32百万円（同6.6%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は987億87百万円となりました。

電子・情報用ガラスにおいては主にFPD用ガラスの薄板化等への対応及び生産性の改善のための投資を、また、その他用ガラスにおいては主に耐熱ガラスの生産能力拡充のための投資を行いました。

(3) 資金調達状況

当連結会計年度における所要資金は、設備資金及び運転資金であり、これらを自己資金及び借入金等でまかないました。

なお、当社は、効率的かつ機動的な調達を行うため、国内金融機関と総額250億円のコミットメントライン契約を締結しています。

(4) 主要な借入先（平成24年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	114億円
住友信託銀行株式会社	108億円
株式会社滋賀銀行	84億円

(注) 住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日付で、中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に社名を変更しています。

(5) 対処すべき課題

《経営の基本方針》

「ハイテクガラスの創造を通して、環境との調和を図りつつ、社会の発展に貢献する」ことを企業理念とし、社会や技術の進歩が求める各種のハイテクガラス製品を幅広く開発・生産し、世界の市場に供給しています。

激しい国際企業間競争に加えて、求められる品質の厳格化や技術の高度化など当社グループを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした変化に迅速・的確に対処しつつ強固な経営体質と経営基盤を構築し将来にわたる事業の存続・発展を期すると同時に、コンプライアンスをはじめ、「環境保全」、「障害者雇用の促進」、「地元貢献」を重点テーマに据えて企業の社会的責任の履行を通じて企業価値の向上を図ることを経営の基本方針に置いています。

《目標とする経営指標》

財務体質強化のための施策として、有利子負債について対連結売上高比率20%を将来目標に掲げ、有利子負債の削減に継続的に取り組んでいます。

《中長期的な会社の経営戦略》

① コア事業の強化とバランスのとれた事業構造の構築、次代を担う事業の育成

ディスプレイ用ガラス分野をコア事業と位置づけ、技術力の強化と生産・供給能力の拡充、収益性の改善を図ってまいります。

同時に、一つの事業領域に過度に依存することを避け、安定した会社成長を実現するためにも、電子デバイス用ガラス、太陽電池用基板ガラス、ガラスファイバ、医療用ガラス、耐熱ガラスなどノンディスプレイ用ガラス分野の事業拡大に力を注ぎ、バランスのとれた事業構造の

構築を目指してまいります。

加えて、広範な基盤技術（材料設計・製品設計・プロセス・評価）をベースに、超大型や超薄板ガラスに関わる技術をはじめ薄膜・結晶化・精密加工・複合化など多様な技術を駆使し、「次世代ディスプレイ」、「エネルギー」、「新照明」、「医療」などの成長期待分野で積極的な事業展開を図ってまいります。足下では、有機ELディスプレイ用ガラスやLED光源用の蛍光体ガラスなどの出荷を開始しました。また、「見えないガラス（超低反射膜付ガラス）」や、超薄板ガラスと樹脂を貼り合わせた「超薄板ガラス樹脂積層体」、液晶レンズなどユニークな開発品が生み出されており、これらを積極的に育成してまいります。

② 経営・財務体質の強化

経営全般の一層の効率化を追求するとともにキャッシュ・フロー重視の経営により、事業環境の変化に耐え得る強固な経営・財務体質を目指してまいります。

《対処すべき課題》

- ① ディ스플레이用ガラスの薄板化対応と技術力向上、ノンディスプレイ用ガラス分野の拡大
液晶ディスプレイ用ガラス市場では、基板ガラスの薄板シフトが急速に進展しています。当社グループは、急増する薄板需要に即応するべく、設備面の対応を積極的に進めてまいりました。厳しい市場環境の下、製品価格の下落が続いていますが、薄板生産による原燃料コストの低減効果に加え、歩留りの改善を通じて設備当たりのアウトプットを最大限に引き出し、収益性の向上を図ってまいります。また、ディスプレイ市場では高機能化や超高精細化のニーズがますます高まっており、品質や技術の一層のレベルアップを進め拡販につなげてまいります。加えて、今後更なる増加が期待される有機ELディスプレイ用ガラスの需要に対しては、中小型用から大型用まで幅広く対応していく所存です。化学強化専用ガラス<CX-01>については、スマートフォンやタブレットPC用をはじめとするカバーガラス需要の動向に迅速に対応しつつ、積極的に拡販を進めてまいります。

また、ノンディスプレイ用ガラスの拡大を推進するべく、ガラスファイバや耐熱ガラス、医療用ガラスなどの分野で拡販を図ってまいります。当社グループはこれまで、これらの事業に係る製造設備の拡充を進めてまいりました。増強した能力分を販売に結びつけ、事業の拡大を図ってまいります。

② キャッシュ・フロー重視の事業運営

需要動向に対応した稼働を行い、在庫の適正化と費用の削減に注力し、キャッシュ・フロー重視の事業運営を推進してまいります。

③ 有利子負債削減

当社グループは、財務体質強化のための施策として、有利子負債について対連結売上高比率20%を目標に掲げ継続的にその削減に取り組んでまいりました。当連結会計年度末については、有利子負債金額は前連結会計年度末と比べ74億円減少したものの、連結売上高も減少したため、連結有利子負債の対連結売上高比率は25.7%となり、前連結会計年度末と比べ1.5ポイント上昇しました。当社グループとしては、今後も有利子負債の管理・削減に努めていく所存です。

なお、当社は、過年度のカラーブラウン管用ガラスの販売に関し、欧州委員会からEU競争法違反行為の疑いがあるとして調査を受けていましたが、平成23年10月、同委員会と和解し、43万ユーロの課徴金を課す旨の決定を受けました。

また、過年度と同製品の販売に関し、韓国公正取引委員会からも独占禁止法違反行為の疑いがあるとして調査を受けていましたが、平成24年1月、当社及びマレーシア子会社に合わせて37億50百万ウォンの課徴金を課す旨の最終決定を受けました。当社及び同子会社としては、上記決定内容には承服しかねるものの、決定を争って提訴した場合の長期化やこれに伴う費用、事業全体への影響等を考え、課徴金を支払うことにいたしました。

当社は、従来より独占禁止法など法令の遵守に努めてまいりましたが、このような事態に至ったことは誠に遺憾であり、株主の皆さまにご心配をおかけすることになったことを深くお詫び申し上げます。当社といたしましては、代表取締役2名において報酬を一部返上するとともに、今後とも企業倫理の徹底とコンプライアンス体制の一層の強化に全力で取り組む所存でございます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第90期 (20. 4～21. 3)	第91期 (21. 4～22. 3)	第92期 (22. 4～23. 3)	第93期 (23. 4～24. 3)
売 上 高	335,662百万円	332,387百万円	390,195百万円	338,214百万円
営 業 利 益	76,416百万円	98,426百万円	117,471百万円	61,638百万円
経 常 利 益	64,319百万円	91,419百万円	114,299百万円	56,855百万円
当 期 純 利 益	21,831百万円	54,926百万円	68,608百万円	19,408百万円
1株当たり当期純利益金額	43円89銭	110円41銭	137円92銭	39円02銭
総 資 産	588,413百万円	646,443百万円	692,622百万円	687,069百万円
純 資 産	352,744百万円	406,306百万円	468,037百万円	475,736百万円
1株当たり純資産額	701円62銭	808円75銭	932円17銭	945円47銭

(7) 重要な子会社の状況（平成24年3月31日現在）

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn. Bhd.	1,303百万マレーシアドル	100%	電子・情報用ガラス及びその他用ガラスの製造、販売
日本電気硝子（韓国）株式会社	5,000百万ウォン	100%	電子・情報用ガラスの加工、販売
台湾電気硝子股份有限公司	210百万台湾ドル	100%	電子・情報用ガラスの加工、販売
坡州電気硝子株式会社	84,120百万ウォン	60%	電子・情報用ガラスの加工、販売

(注) 当連結会計年度において連結子会社1社を新設したことから、上記の重要な子会社4社を含め、連結子会社は合計21社となりました。

(8) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

当社グループは、電子・情報用ガラスをはじめとする特殊ガラス製品及びガラス製造機械類の製造及び販売を主な事業としています。

区 分	主 要 製 品
電子・情報用ガラス	薄型パネルディスプレイ（FPD）用ガラス 液晶ディスプレイ（LCD）用ガラス 基板ガラス バックライト用ガラス プラズマディスプレイ（PDP）用ガラス 基板ガラス ガラスペースト ブラウン管（CRT）用ガラス 光関連ガラス 光ファイバ接続用キャピラリ・フェルール 球レンズ部品 非球面レンズ用硝材<マイクロ・プリフォーム> 電子デバイス用ガラス 粉末ガラス 板ガラス 管ガラス 太陽電池用ガラス 化学強化専用ガラス<CX-01>
その他用ガラス	ガラスファイバ 機能樹脂用チョップドストランド プリント配線板用ヤーン 強化プラスチック用ロービング 耐アルカリ性ガラスファイバ 建築用ガラス ガラスブロック 結晶化ガラス建材<ネオパリエ>・<ラピエ> 防火設備用ガラス<ファイアライト> 放射線遮へい用ガラス インテリア/エクステリア用ガラス 耐熱ガラス 超耐熱結晶化ガラス<ネオセラム> 耐熱ガラス<ネオレックス> 照明用ガラス 医薬・理化学用ガラス 魔法びん用ガラス ガラス製造機械

(9) 主要な営業所及び工場（平成24年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	滋 賀 県 大 津 市
大 阪 営 業 所	大 阪 市 淀 川 区
東 京 営 業 所	東 京 都 港 区
大 津 事 業 場	滋 賀 県 大 津 市
藤 沢 事 業 場	神 奈 川 県 藤 沢 市
滋 賀 高 月 事 業 場	滋 賀 県 長 浜 市
能 登 川 事 業 場	滋 賀 県 東 近 江 市
若 狭 上 中 事 業 場	福 井 県 三 方 上 中 郡
精 密 ガ ラ ス 加 工 セ ン タ ー	滋 賀 県 草 津 市

② 子会社

会 社 名	所 在 地
ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシア Sdn. Bhd.	マレーシアセランゴール州
日本電気硝子（韓国）株式会社	大 韓 民 国 慶 尚 北 道
台湾電気硝子股份有限公司	台 湾 台 中 市
坡州電気硝子株式会社	大 韓 民 国 京 畿 道

(10) 従業員の状況（平成24年3月31日現在）

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
5,301名	42名増

- (注) 1. 従業員数は、就業人員です。
2. 当社の従業員数は、1,844名（前事業年度末比12名減）です。

2. 会社の株式に関する事項（平成24年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 1,200,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 497,616,234株
 （注）発行済株式の総数には、自己株式206,939株が含まれています。
 (3) 株主数 14,254名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ニプロ株式会社	56,967千株	11.5%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口）	55,780千株	11.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	39,169千株	7.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	28,973千株	5.8%
MELLON BANK TREATY CLIENTS OMNIBUS	12,425千株	2.5%
株式会社滋賀銀行	8,089千株	1.6%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	7,495千株	1.5%
J P MORGAN CHASE BANK 3 8 0 0 5 5	6,902千株	1.4%
全国共済農業協同組合連合会	6,427千株	1.3%
MELLON BANK, N. A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	6,151千株	1.2%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（206,939株）を控除して計算しています。
 2. ニプロ株式会社は、同社子会社と合わせて当社株式を58,991千株（持株比率11.9%）保有しています。
 3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（住友信託銀行再信託分・日本電気株式会社退職給付信託口）の持株数55,780千株は、日本電気株式会社が所有する当社株式を退職給付信託に抛出したものであり、議決権については日本電気株式会社が指図権を有しています。日本電気株式会社は、上記退職給付信託分及び同社関連会社と合わせて56,525千株（持株比率11.4%）保有しています。
 4. 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社から、平成23年12月6日付の変更報告書（大量保有報告書の変更報告書）の写しが当社に送付され、住友信託銀行株式会社他3社が平成23年11月30日現在で36,780千株を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成24年3月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
井筒雄三	取締役会長 (代表取締役)	
有岡雅行	社長 (代表取締役)	社長執行役員 (担当：監査)
伊藤修二	取締役	専務執行役員 [担当：環境管理、製造技術、工務、施設]
横田雅則	取締役	専務執行役員 (統括：液晶板ガラス事業) 液晶板ガラス事業本部長
山本茂	取締役	常務執行役員 [統括：技術、開発、研究、知的財産、電子部品事業、薄膜事業] 担当：応用開発
稲増耕一	取締役	常務執行役員 [統括：CRT事業、プラズマ板ガラス事業] CRT事業本部長兼プラズマ板ガラス事業本部長
三宅雅博※	取締役	ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシアSdn. Bhd. 会長 常務執行役員 [統括：コンシューマーガラス事業、ガラス繊維事業] 担当：建材営業
北川保※	取締役	コンシューマーガラス事業本部長 常務執行役員 [担当：液晶板ガラス事業・営業・STN事業、営業管理] 液晶板ガラス事業本部営業部長 電気硝子貿易株式会社社長 電気硝子（上海）有限公司董事長
松本元春※	取締役	常務執行役員 [統括：総務、人事] 担当：経理、資材
宮元信廣	常勤監査役	
来住富治夫※	常勤監査役	
伊藤一博	監査役	公認会計士・税理士 公認会計士伊藤一博事務所 甲南大学会計大学院教授 奈良県立医科大学監事
濱岡峰也※	監査役	弁護士 清和法律事務所 阪神電気鉄道株式会社社外監査役 株式会社アシックス社外取締役

- (注) 1. ※を付した各氏は、平成23年6月29日開催の第92期定時株主総会において、新たに選任され、就任した取締役及び監査役です。
2. 監査役伊藤一博及び濱岡峰也の両氏は、社外監査役です。
3. 監査役伊藤一博氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 監査役伊藤一博及び濱岡峰也の両氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員です。
5. 当社は執行役員制度を採用しています。「担当及び重要な兼職の状況」欄中の「統括、担当」は執行役員の業務に係るものです。また、平成24年3月31日現在、取締役でない執行役員は12名が在任しています。

6. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役の氏名、退任時の会社における地位及び退任年月日は次のとおりです。

氏名	退任時の会社における地位	退任年月日
稲田勝美	取締役	平成23年6月29日退任（任期満了）
阿閉正美	取締役	平成23年6月29日退任（任期満了）
安田斎	常勤監査役	平成23年6月29日退任（任期満了）
竹内卓郎	監査役	平成23年6月29日退任（任期満了）

7. 平成24年4月1日付をもって取締役伊藤修二、山本茂、稲増耕一、三宅雅博、北川保及び松本元春並びに監査役伊藤一博の7氏の「担当及び重要な兼職の状況」が次のとおりとなりました。

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
伊藤修二	取締役	専務執行役員〔統括：環境管理、製造技術、工務、施設、貿易管理〕
山本茂	取締役	専務執行役員〔統括：技術、開発、研究、知的財産、コンシューマーガラス事業、電子部品事業、薄膜事業〕 担当：応用開発
稲増耕一	取締役	専務執行役員〔統括：ガラス繊維事業、CRT事業、プラズマ板ガラス事業〕 CRT事業本部長兼プラズマ板ガラス事業本部長 ニッポン・エレクトリック・ガラス・マレーシア Sdn. Bhd. 会長
三宅雅博	取締役	常務執行役員〔担当：環境管理、製造技術、工務、施設、貿易管理〕
北川保	取締役	常務執行役員〔担当：液晶板ガラス事業・営業・STN事業、営業管理〕 液晶板ガラス事業本部副本部長 電気硝子貿易株式会社社長 電気硝子（上海）有限公司董事長
松本元春	取締役	常務執行役員〔統括：総務、人事〕 担当：経理、資材、東京支社〕
伊藤一博	監査役	公認会計士・税理士 公認会計士伊藤一博事務所 甲南大学会計大学院教授 奈良県立医科大学監事 堺市立病院機構監事

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	11名	371百万円
監 査 役 (うち、社外監査役)	6名 (3名)	51百万円 (11百万円)
計	17名	422百万円

(注) 取締役の報酬等の総額には、平成24年6月28日開催の第93期定時株主総会において決議予定の取締役賞与121百万円が含まれています。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社と兼職先との関係 (平成24年3月31日現在)

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
監 査 役	伊 藤 一 博	公認会計士・税理士 公認会計士伊藤一博事務所 甲南大学会計大学院教授 奈良県立医科大学監事
監 査 役	濱 岡 峰 也	弁護士 清和法律事務所 阪神電気鉄道株式会社社外監査役 株式会社アシックス社外取締役

(注) 当社と上記「重要な兼職の状況」に記載した兼職先との間には、いずれも特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	伊 藤 一 博	<p>当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的な立場から適宜、質問を行い、また、意見表明等を行っています。</p> <p>また、「1. 企業集団の現況に関する事項(5) 対処すべき課題」に記載のとおり、当社はE U競争法違反行為等により課徴金を支払いましたが、同氏は、本件に関しては、適宜、担当部門から状況を聴取するとともに、対応方針が報告、審議された取締役会、監査役会において調査への対応方法及びコンプライアンスの徹底・強化等再発防止についての提言等を行っています。</p>
監 査 役	濱 岡 峰 也	<p>当事業年度において平成23年6月29日就任以降開催した取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的な立場から適宜、質問を行い、また、意見表明等を行っています。</p> <p>また、「1. 企業集団の現況に関する事項(5) 対処すべき課題」に記載のとおり、当社はE U競争法違反行為等により課徴金を支払いましたが、同氏は、本件に関しては、適宜、担当部門から状況を聴取するとともに、対応方針が報告、審議された取締役会、監査役会においてコンプライアンスの徹底、社内教育の強化等再発防止に向けた提言等を行っています。</p>

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役が当社に対して会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負担する場合において、当社の社外監査役としての職務の遂行につき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、社外監査役の当社に対する損害賠償責任の限度とする旨の責任限定契約を締結しています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額	68百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	74百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査、金融商品取引法に基づく監査及び英文連結財務諸表の監査に係る報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の国際財務報告基準（IFRS）に関するアドバイザリー業務についての対価を支払っています。
3. 「1. 企業集団の現況に関する事項」の「(7) 重要な子会社の状況」に記載の当社の重要な子会社4社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任します。

また、当社都合の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、取締役会は、監査役会の同意を得て又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案します。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社の業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループ内への法令遵守、企業倫理の周知徹底を継続的に行う専門組織としてコンプライアンス委員会を設置し、①企業理念、グループ企業行動憲章、グループ企業行動規範の改訂の立案及びこれらを当社グループ各社に浸透させるための諸施策の企画、立案、実施、②国内外の関係法令及び社会情勢の動向などコンプライアンスに関する情報の収集、分析、教育研修、③内部通報制度（窓口：コンプライアンス委員会及び弁護士事務所）の運用を行う。これらの内容は、定期的に取り締役会及び監査役に報告する。

内部監査部門（監査部）は、内部監査規程及び監査計画に基づき、独立した立場で各部門及びグループ各社に対して内部監査を実施し、その状況を適宜社長に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書（稟議その他の決裁書、会議議事録など）は、法令のほか文書管理規程をはじめとする社内規程等に基づいて、適切に保存、管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

定期的にはリスク調査を行い、経営上のリスクの把握、対応等を行う。

また、当社が重要と認識している会社の事業に関するリスク（コンプライアンス、財務、環境、災害、貿易管理、情報管理、品質、安全衛生等）については、担当部署又は専門委員会が、必要に応じて、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成などの対応を行う。

新たに生じたリスクについては、社長執行役員が速やかに対応責任者を決定し対策を講じる。経営上特に重要な事項については、経営会議、取締役会で審議・報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営目標を明確にし効率的に業務運営を行うため、執行役員制度及び事業部制を導入するとともに、毎年、取締役会において事業部門別及び全社ベースの年度予算（ビジネスプラン）を定める。また、業績は月次レベルで管理するとともに、経営上の重要事項については取締役会、経営会議、事業部会議等で多面的に審議、検討する。

適時に必要な情報が必要な関係者に伝わり適切な判断がなされるために、電子決裁システムなどIT技術を活用する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの取締役及び従業員の判断・行動基準となる「グループ企業行動憲章」、「グループ企業行動規範」を制定・周知するとともに、内部通報制度を運用する。

また、当社及びグループ各社は、財務報告の適正性を確保するために必要な組織体制を整備・運用し、内部監査部門（監査部）がその有効性を評価する。

このほか、子会社に役員を派遣するほか本社管理部門又は関係する事業部が子会社と定期的に情報交換等を行うなど、適宜、子会社の経営上の課題等を把握・解決する。当社と子会社の経営トップが必要に応じ会議等を行い、経営効率の向上を図る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

総務部に所属する従業員が必要に応じて監査役の職務を補助する。また、当該従業員の異動等の取り扱いについては、監査役の意見を尊重する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項について、事前又は事後に速やかに報告を行う。また、内部通報制度の運営状況、内部監査の実施状況についても、その責任者が適宜報告を行う。

このほか、取締役及び従業員は、監査役会が要求した場合には速やかに報告を行う。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、適宜、代表取締役、会計監査人及び監査部と意見交換を行う。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

財務及び事業の方針を決定する者は、当社の経営理念や事業特性、ステークホルダーとの信頼関係等を十分に理解し、株主共同の利益及び企業価値を中長期的に確保・向上させる者でなければなりません。従って、当社株券等の議決権割合が20%以上となるような大規模な買付行為（以下「大規模買付行為」）を行う者（以下「大規模買付者」）が現れた場合は、大規模買付者から十分な情報を提供いただき、取締役会の評価検討結果を提供したうえで、その買付に応じるか否かは最終的に株主の皆さまの判断に委ねられるべきものと考えています。

(2) 取り組みの具体的な内容の概要

- ① 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

売上の大部分を占める特定の顧客との緊密な取引関係を重視した経営を基本に、ガラスに関する知識や技術、取引先との強固な関係、良好な労使関係等を最大限に活用しながら、成長分野への経営資源の投入、収益性の向上、バランスのとれた事業構造の構築、研究開発活動の推進等に取組んでいます。

- ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆さまに十分な情報提供と必要な時間を確保するため、大規模買付行為のルールを導入し、これを遵守する場合及び遵守しない場合につき対応方針を定めています。

取締役会は、大規模買付者に十分な情報の提供を要請し、その受領後に評価検討期間を設け、必要に応じ代替案を提示します。大規模買付者がルールを遵守しない場合や特別委員会が新株予約権の無償割当等の対抗措置の発動を可とする勧告を行った場合は、取締役会決議により対抗措置を発動する可能性があります（株主意思確認のため株主総会を招集することがあります）。

(3) 上記(2)の取り組みが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社会社役員の地位の維持を目的とするものではないことへの該当性に関する当社取締役会の判断及びその理由

- ・経済産業省及び法務省発表の買収防衛策に関する指針（平成17年5月27日）の三原則を充足し、また、企業価値研究会発表の買収防衛策の在り方（平成20年6月30日）も勘案していること
- ・株主共同の利益及び企業価値の確保・向上の目的をもって導入していること
- ・平成21年の定時株主総会において承認をいただいていること。また、株主総会での廃止が可能なこと
- ・社外有識者で構成される特別委員会を設置すると共に、取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していること

上記は概要であり、詳細は当社ホームページ（平成21年4月27日付開示資料「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」（<http://www.neg.co.jp/>））をご覧ください。

(ご参考)

本対応方針の有効期間は平成24年6月28日開催予定の当社第93期定時株主総会の終結の時までとなっていますが、当社は平成24年5月18日開催の取締役会において、有効期間終了後、本対応方針を継続しないことを決議しています。

※上記の（ご参考）は事業報告の内容を構成するものではなく、株主の皆さまのご参考として記載しています。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てています。ただし、比率及び1株当たり情報については、表示単位未満を四捨五入しています。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	224,415	流動負債	135,199
現金及び預金	105,827	支払手形及び買掛金	41,208
受取手形及び売掛金	56,230	短期借入金	43,398
商品及び製品	29,830	未払法人税等	2,005
仕掛品	2,170	その他の引当金	131
原材料及び貯蔵品	20,905	その他	48,455
繰延税金資産	4,010	固定負債	76,133
その他	5,545	社債	20,000
貸倒引当金	△ 103	長期借入金	20,413
固定資産	462,654	特別修繕引当金	33,430
有形固定資産	420,311	その他の引当金	1,487
建物及び構築物	62,923	その他	801
機械装置及び運搬具	328,541	負債合計	211,333
土地	13,274	(純資産の部)	
建設仮勘定	12,089	株主資本	482,037
その他	3,482	資本金	32,155
無形固定資産	1,458	資本剰余金	34,355
投資その他の資産	40,884	利益剰余金	415,799
投資有価証券	22,182	自己株式	△ 274
繰延税金資産	17,522	その他の包括利益累計額	△ 11,753
その他	1,225	その他有価証券評価差額金	824
貸倒引当金	△ 45	繰延ヘッジ損益	△ 5
		為替換算調整勘定	△ 12,572
資産合計	687,069	少数株主持分	5,452
		純資産合計	475,736
		負債及び純資産合計	687,069

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		338,214
売上原価		248,544
売上総利益		89,669
販売費及び一般管理費		28,031
営業利益		61,638
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,424	
受取保険金	535	
その他	1,932	3,892
営業外費用		
支払利息	966	
為替差損	1,111	
固定資産除却損	1,469	
休止固定資産減価償却費	2,594	
仕損品損失	1,504	
その他	1,030	8,675
経常利益		56,855
特別利益		
特別修繕引当金戻入額	4,046	
投資有価証券売却益	1,478	
その他	12	5,538
特別損失		
固定資産除却損	2,366	
減損損失	17,620	
競争法関連損失	4,752	
その他	875	25,615
税金等調整前当期純利益		36,778
法人税、住民税及び事業税	18,525	
法人税等調整額	△ 2,407	16,118
少数株主損益調整前当期純利益		20,659
少数株主利益		1,251
当期純利益		19,408

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
株主資本		その他の包括利益累計額	
資本金		その他有価証券評価差額金	
当期首残高	32,155	当期首残高	3,139
当期変動額		当期変動額	
当期変動額合計	—	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 2,315
当期末残高	32,155	当期変動額合計	△ 2,315
資本剰余金		当期末残高	824
当期首残高	34,357	繰延ヘッジ損益	
当期変動額		当期首残高	△ 32
自己株式の処分	△ 1	当期変動額	
当期変動額合計	△ 1	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	26
当期末残高	34,355	当期変動額合計	26
利益剰余金		当期末残高	△ 5
当期首残高	403,355	為替換算調整勘定	
当期変動額		当期首残高	△ 9,032
剰余金の配当	△ 6,964	当期変動額	
当期純利益	19,408	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 3,539
当期変動額合計	12,444	当期変動額合計	△ 3,539
当期末残高	415,799	当期末残高	△ 12,572
自己株式		その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△ 233	当期首残高	△ 5,925
当期変動額		当期変動額	
自己株式の取得	△ 46	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 5,828
自己株式の処分	5	当期変動額合計	△ 5,828
当期変動額合計	△ 40	当期末残高	△ 11,753
当期末残高	△ 274	少数株主持分	
株主資本合計		当期首残高	4,328
当期首残高	469,634	当期変動額	
当期変動額		株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,124
剰余金の配当	△ 6,964	当期変動額合計	1,124
当期純利益	19,408	当期末残高	5,452
自己株式の取得	△ 46	純資産合計	
自己株式の処分	4	当期首残高	468,037
当期変動額合計	12,402	当期変動額	
当期末残高	482,037	剰余金の配当	△ 6,964
		当期純利益	19,408
		自己株式の取得	△ 46
		自己株式の処分	4
		株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 4,703
		当期変動額合計	7,698
		当期末残高	475,736

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 21社

当連結会計年度において、ニッポン・エレクトリック・グラス・ヨーロッパGmbHを新たに設立したことにより当連結会計年度から連結子会社に含めています。

主要な連結子会社の名称

ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシアSdn. Bhd.、日本電気硝子（韓国）株式会社、台湾電気硝子股份有限公司、坡州電気硝子株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称等

持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社の名称

サンゴバン・ティーエム株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、それぞれ連結当期純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、在外連結子会社（ニッポン・エレクトリック・グラス・マレーシアSdn. Bhd.ほか8社）の決算日は12月31日です。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しています。

② デリバティブ

時価法を採用しています。

③ たな卸資産

当社及び国内連結子会社は主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

また、在外連結子会社は主として移動平均法による低価法を採用しています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しています。

また、在外連結子会社は主として定率法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

機械装置及び運搬具 9年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、当社及び国内連結子会社は、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 役員賞与引当金

取締役賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務の金額を計上しています。なお、退職給付の重要性が乏しいため、退職給付債務の金額は、簡便法（当連結会計年度末自己都合要支給額）によっています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しています。ただし、当社においては平成16年6月に役員退職慰労金制度を廃止したため、平成16年7月以降については追加計上しておりません。

⑤ 特別修繕引当金

ガラス溶解炉の定期的な大規模修繕に備えるため、次回修繕に要する見積修繕金額を次回修繕までの期間を基準として配分しています。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しています。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、ヘッジ会計の要件を満たしている場合は繰延ヘッジ処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っています。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については繰延ヘッジ処理を採用していますが、特例処理の要件を満たしているため有効性の評価を省略しています。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

(表示方法の変更)

「連結損益計算書」

前連結会計年度において、「特別利益」の「前期損益修正益」に含めて表示していた「特別修繕引当金戻入額」は、当連結会計年度より「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用したことから、独立掲記しています。

(追加情報)

「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しています。

(連結貸借対照表等に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

416,756百万円

2. 圧縮記帳

過年度に取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳額は、土地842百万円並びに機械装置及び運搬具11百万円です。また、当連結会計年度において取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳額は、機械装置及び運搬具3百万円、建設仮勘定25百万円並びにその他24百万円です。

3. 保証債務等

当社従業員金融機関からの借入債務に対する保証

650百万円

その他の偶発債務

当社は、ニッポン・エレクトリック・グラス・UK Limitedの法的清算にあたり、清算人等に対し次の事項について補償を行うことの保証状を差し入れています。

- (1) 清算人等が清算に関連して負う責任、費用等
- (2) 清算人の報酬

なお、補償の総額は、保証状差し入れ後当社が同社から受け取る金額及びこれに対する利息を超えません。

受取手形割引高

49百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 497,616,234株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,482	7.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年10月26日 取締役会	普通株式	3,481	7.00	平成23年9月30日	平成23年11月30日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	3,979	利益 剰余金	8.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループ(当社及び連結子会社)は、資金運用については預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入又は社債の発行によっています。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、社債及び長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。

当社グループは、為替相場の変動リスクや金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を利用していますが、投機的な取引は行わない方針です。

上記金融商品に係る各種リスクは、グループ各社の内部規程等に基づき管理しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	105,827	105,827	—
(2) 受取手形及び売掛金	56,230	56,230	—
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	20,489	20,489	—
(4) 支払手形及び買掛金	(41,208)	(41,208)	—
(5) 短期借入金			
短期借入金	(19,000)	(19,000)	—
1年内返済予定の長期借入金	(24,398)	(24,559)	△ 161
(6) 社債	(20,000)	(20,326)	△ 326
(7) 長期借入金	(20,413)	(20,365)	48
(8) デリバティブ取引	998	998	—

(注) 1. 連結貸借対照表計上額及び時価のうち、負債に計上されているものについては、() で表示しています。

2. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金
これらは短期間で決済されるものであり、時価はほぼ帳簿価額に等しいことから当該帳簿価額によっています。

なお、短期借入金のうち1年内返済予定の長期借入金については(7) 長期借入金の方法により算定し区分しています。

(3) 投資有価証券

株式については取引所の価格によっています。

(6) 社債

市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(7) 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

(8) デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しています。

3. 非上場株式については時価を把握することが極めて困難であるため、(3) 投資有価証券には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	945円47銭
2. 1株当たり当期純利益金額	39円02銭

(減損損失に関する注記)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用 途	場 所	種 類
プラズマディスプレイ（PDP）用ガラス製造設備	滋賀高月事業場、若狭上中事業場	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、建設仮勘定、その他
重要な遊休資産	大津事業場、滋賀高月事業場、若狭上中事業場	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、建設仮勘定、その他

PDP用ガラスについては、著しい市場環境の悪化により今後も採算性の改善が見込めないことからPDP用ガラス製造設備グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、また、重要な遊休資産のうち今後の使用が見込まれないものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に17,620百万円計上しました。

回収可能価額は、PDP用ガラス製造設備については使用価値を使用し、重要な遊休資産については正味売却価額を使用しています。なお、ガラス製造設備の正味売却価額については、ガラス製造設備の転用及び売却の可能性が低いため価値を見込んでおりません。また、PDP用ガラス製造設備の将来キャッシュ・フローは見込まれなかったことから、使用価値を零としています。

(重要な後発事象に関する注記)

重要な子会社の設立

当社は、平成24年5月16日開催の取締役会において、子会社を設立することを決議しました。

- ・ 目 的 主たる需要地に製造拠点を設け、得意先のニーズにより迅速に対応するとともに、製造拠点の多様化を進めるため。
- ・ 社 名 電気硝子（Korea）株式会社
- ・ 所 在 地 大韓民国京畿道坡州（パジュ）市
- ・ 事業内容 薄型パネルディスプレイ用板ガラスの製造、販売
- ・ 自己資本 約220億円（うち資本金 約70億円）
- ・ 設備投資 約330億円（転用設備を含む）
- ・ 出資比率 当社100%
- ・ 設立時期 平成24年5月（予定）

(注) 各注記における記載金額は、表示単位未満を切り捨てています。ただし、1株当たり情報については、表示単位未満を四捨五入しています。

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	195,771	流動負債	132,138
現金及び預金	81,366	買掛金	42,438
受取手形	1,367	短期借入金	19,000
売掛金	69,896	1年内返済予定の長期借入金	23,272
商品及び製品	16,181	未払金	32,489
仕掛品	2,066	未払費用	7,550
原材料及び貯蔵品	15,854	その他の引当金	121
繰延税金資産	3,129	その他	7,266
その他	5,950	固定負債	72,027
貸倒引当金	△ 42	社債	20,000
固定資産	443,309	長期借入金	17,844
有形固定資産	348,191	特別修繕引当金	33,430
建物及び構築物	50,319	その他の引当金	120
機械及び装置	279,397	その他	633
運搬具及び工具器具備品	2,201	負債合計	204,166
土地	8,768	(純資産の部)	
リース資産	125	株主資本	434,096
建設仮勘定	7,378	資本金	32,155
無形固定資産	1,083	資本剰余金	34,355
投資その他の資産	94,034	資本準備金	33,885
投資有価証券	20,497	その他資本剰余金	470
関係会社株式	49,730	利益剰余金	367,859
関係会社出資金	2,090	利益準備金	2,988
長期貸付金	5,811	その他利益剰余金	364,871
繰延税金資産	14,984	特別償却準備金	1,890
その他	931	別途積立金	205,770
貸倒引当金	△ 12	繰越利益剰余金	157,210
		自己株式	△ 274
		評価・換算差額等	818
		その他有価証券評価差額金	824
		繰延ヘッジ損益	△ 5
資産合計	639,081	純資産合計	434,915
		負債及び純資産合計	639,081

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	額
売上高		280,080
売上原価		213,483
売上総利益		66,597
販売費及び一般管理費		19,948
営業利益		46,648
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	3,698	
受取技術援助料	2,245	
その他	2,672	8,617
営業外費用		
支払利息	788	
固定資産除却損	1,359	
休止固定資産減価償却費	2,588	
仕損品損失	1,504	
その他	1,162	7,402
経常利益		47,862
特別利益		
特別修繕引当金戻入額	4,046	
投資有価証券売却益	1,478	
その他	254	5,780
特別損失		
固定資産除却損	2,177	
減損損失	17,980	
競争法関連損失	4,750	
その他	725	25,633
税引前当期純利益		28,010
法人税、住民税及び事業税	15,474	
法人税等調整額	△ 3,722	11,751
当期純利益		16,258

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
株主資本		自己株式	
資本金		当期首残高	△ 233
当期首残高	32,155	当期変動額	
当期変動額	—	自己株式の取得	△ 46
当期変動額合計	—	自己株式の処分	5
当期末残高	32,155	当期変動額合計	△ 40
資本剰余金		当期末残高	△ 274
資本準備金		株主資本合計	
当期首残高	33,885	当期首残高	424,844
当期変動額	—	当期変動額	
当期変動額合計	—	剰余金の配当	△ 6,964
当期末残高	33,885	当期純利益	16,258
その他資本剰余金		自己株式の取得	△ 46
当期首残高	471	自己株式の処分	4
当期変動額	—	当期変動額合計	9,251
自己株式の処分	△ 1	当期末残高	434,096
当期変動額合計	△ 1	評価・換算差額等	
当期末残高	470	その他有価証券評価差額金	
資本剰余金合計		当期首残高	3,139
当期首残高	34,357	当期変動額	
当期変動額	—	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 2,315
自己株式の処分	△ 1	当期変動額合計	△ 2,315
当期変動額合計	△ 1	当期末残高	824
当期末残高	34,355	繰延ヘッジ損益	
利益剰余金		当期首残高	△ 32
利益準備金		当期変動額	
当期首残高	2,988	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	26
当期変動額	—	当期変動額合計	26
当期変動額合計	—	当期末残高	△ 5
当期末残高	2,988	評価・換算差額等合計	
その他利益剰余金		当期首残高	3,106
特別償却準備金		当期変動額	
当期首残高	—	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 2,288
当期変動額	—	当期変動額合計	△ 2,288
特別償却準備金の積立	1,890	当期末残高	818
当期変動額合計	1,890	純資産合計	
当期末残高	1,890	当期首残高	427,951
別途積立金		当期変動額	
当期首残高	205,770	剰余金の配当	△ 6,964
当期変動額	—	当期純利益	16,258
当期変動額合計	—	自己株式の取得	△ 46
当期末残高	205,770	自己株式の処分	4
繰越利益剰余金		株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 2,288
当期首残高	149,807	当期変動額合計	6,963
当期変動額	—	当期末残高	434,915
特別償却準備金の積立	△ 1,890		
剰余金の配当	△ 6,964		
当期純利益	16,258		
当期変動額合計	7,403		
当期末残高	157,210		
利益剰余金合計			
当期首残高	358,565		
当期変動額	—		
剰余金の配当	△ 6,964		
当期純利益	16,258		
当期変動額合計	9,294		
当期末残高	367,859		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しています。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しています。

(2) デリバティブ

時価法を採用しています。

(3) たな卸資産

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

機械及び装置 9年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。

ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 役員賞与引当金

取締役賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しています。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の金額を計上しています。なお、対象となる従業員が少なく、退職給付の重要性が乏しいため、退職給付債務の金額は、簡便法(当事業年度末自己都合要支給額)によっています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しています。ただし、平成16年6月に役員退職慰労金制度を廃止したため、平成16年7月以降については追加計上しておりません。

(5) 特別修繕引当金

ガラス溶解炉の定期的な大規模修繕に備えるため、次回修繕に要する見積修繕金額を次回修繕までの期間を基準として配分しています。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、ヘッジ会計の要件を満たしている場合は繰延ヘッジ処理を採用しています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っています。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については繰延ヘッジ処理を採用していますが、特例処理の要件を満たしているため有効性の評価を省略しています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

(表示方法の変更)

「損益計算書」

前事業年度において、「特別利益」の「前期損益修正益」に含めて表示していた「特別修繕引当金戻入額」は、当事業年度より「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用したことから、独立掲記しています。

(追加情報)

「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しています。

(貸借対照表等に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

320,873百万円

2. 圧縮記帳

過年度に取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳額は、土地842百万円並びに機械及び装置11百万円です。また、当事業年度において取得価額から直接控除した国庫補助金等による圧縮記帳額は、機械及び装置3百万円、運搬具及び工具器具備品24百万円並びに建設仮勘定25百万円です。

3. 保証債務等	
子会社の売掛債権一括信託に係る債務に対する保証	3,726百万円
子会社及び当社従業員の金融機関からの借入債務に対する保証	4,411百万円
その他の偶発債務	
当社は、ニッポン・エレクトリック・グラス・UK Limitedの法的清算にあたり、清算人等に対し次の事項について補償を行うことの保証状を差し入れています。	
(1) 清算人等が清算に関連して負う責任、費用等	
(2) 清算人の報酬	
なお、補償の総額は、保証状差し入れ後当社が同社から受け取る金額及びこれに対する利息を超えません。	
受取手形割引高	49百万円
4. 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	52,531百万円
長期金銭債権	5,804百万円
短期金銭債務	16,238百万円
長期金銭債務	2百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	175,763百万円
仕入高	75,275百万円
営業取引以外の取引高	15,121百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	普通株式 206,939株
--------------------------	---------------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、特別修繕引当金損金算入限度超過額、減価償却資産の償却限度超過額及びたな卸資産評価損によるものであり、また、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金及び特別償却準備金によるものです。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率の引き下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.4%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については37.8%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.4%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,729百万円減少し、法人税等調整額は1,729百万円増加しています。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産以外に、事務用機器等の一部について、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|-----------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 874円36銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 32円68銭 |

(減損損失に関する注記)

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用 途	場 所	種 類
プラズマディスプレイ (PDP) 用ガラス製造設備	滋賀高月事業場、若狭上中事業場	建物及び構築物、機械及び装置、運搬具及び工具器具備品、リース資産、建設仮勘定
重要な遊休資産	大津事業場、滋賀高月事業場、若狭上中事業場	建物及び構築物、機械及び装置、運搬具及び工具器具備品、建設仮勘定

PDP用ガラスについては、著しい市場環境の悪化により今後も採算性の改善が見込めないことからPDP用ガラス製造設備グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、また、重要な遊休資産のうち今後の使用が見込まれないものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に17,980百万円計上しました。

回収可能価額は、PDP用ガラス製造設備については使用価値を使用し、重要な遊休資産については正味売却価額を使用しています。なお、ガラス製造設備の正味売却価額については、ガラス製造設備の転用及び売却の可能性が低いと見込まれるため価値を見込んでおりません。また、PDP用ガラス製造設備の将来キャッシュ・フローは見込まれなかったことから、使用価値を零としています。

(重要な後発事象に関する注記)

重要な子会社の設立

当社は、連結注記表の(重要な後発事象に関する注記)に記載のとおり、平成24年5月16日開催の取締役会において、子会社を設立することを決議しました。

(注) 各注記における記載金額は、表示単位未満を切り捨てています。ただし、1株当たり情報については、表示単位未満を四捨五入しています。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成 24 年 5 月 17 日

日本電気硝子株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 林 利 朗 ^印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 本 学 ^印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東 浦 隆 晴 ^印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電気硝子株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本電気硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成24年5月16日開催の取締役会において、重要な子会社の設立を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成 24 年 5 月 17 日

日本電気硝子株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 林 利 朗 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 本 学 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東 浦 隆 晴 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電気硝子株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成24年5月16日開催の取締役会において、重要な子会社の設立を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図るとともに、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、以下のとおり監査を実施いたしました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- (3) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (4) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (5) さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載のとおり、当社は、欧州委員会より過年度においてブラウン管用ガラスに関して、EU競争法に違反する行為があったとして課徴金の決定通知を受け、また、当社及び当社子会社は、韓国公正取引委員会より過年度においてブラウン管用ガラスに関して、韓国独占禁止法違反があったとして課徴金の決定通知を受け、それぞれ支払いに応じております。

監査役会としましては、これに対し、再発防止策を含む法令遵守の再徹底が既に図られていることを確認しておりますが、今後とも改善状況について監視・検証してまいります。

平成24年5月18日

日本電気硝子株式会社監査役会

常勤監査役	宮	元	信	廣	Ⓢ	
常勤監査役	来	住	富	治	夫	Ⓢ
社外監査役	伊	藤	一	博	Ⓢ	
社外監査役	濱	岡	峰	也	Ⓢ	

以 上

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書 (要約)

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	83,736
税金等調整前当期純利益	36,778
減価償却費	54,784
減損損失	17,620
売上債権の減少額	7,605
たな卸資産の増加額	△ 8,130
仕入債務の減少額	△ 1,428
法人税等の支払額	△ 32,954
その他	9,459
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 79,827
固定資産の取得による支出	△ 78,475
その他	△ 1,352
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 14,731
長短借入金の純減少額	△ 7,434
配当金の支払額	△ 6,962
その他	△ 334
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 334
現金及び現金同等物の減少額	△ 11,156
現金及び現金同等物の期首残高	116,366
現金及び現金同等物の期末残高	105,209

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社では、企業体質の強化と将来の事業展開に備えるための内部留保に努めるとともに、株主の皆さまに対し業績の変動に大きく影響されることなく長期的に安定した利益還元を続けることを基本とし、財務状況等も勘案しながら配当金額を決定しています。

この方針の下、ディスプレイ用ガラス分野の強化とノンディスプレイ用ガラス分野の拡大、有利子負債の削減等といった課題に対処しつつ、配当水準についても継続的に引き上げてまいりました。

当事業年度の期末配当につきましては、この方針に基づき、以下のとおり1株につき8円とさせていただきますと存じます。この結果、中間配当金7円と合わせ、当事業年度の年間配当金は1株につき15円と、前事業年度に比べて2円の増配となります。

なお、内部留保資金につきましては、将来を見据えた研究開発、成長期待分野での事業展開等に備えるものとし、企業価値の向上を通じて株主の皆さまのご期待にお応えしてまいりたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円

総額3,979,274,360円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月29日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員9名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	井筒雄三 (昭和19年12月12日)	昭和42年4月 当社入社 平成8年6月 取締役就任(現任) 平成12年6月 常務取締役就任 平成14年6月 専務執行役員就任 平成15年6月 社長就任 社長執行役員就任 平成21年6月 取締役副会長就任 平成22年6月 取締役会長就任(現任)	70,500株
2	有岡雅行 (昭和23年9月28日)	昭和53年4月 当社入社 平成11年6月 取締役就任(現任) 平成14年6月 執行役員就任 平成16年6月 常務執行役員就任 平成20年4月 専務執行役員就任 平成21年6月 社長就任(現任) 社長執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 担当：監査	37,000株
3	横田雅則 (昭和25年6月13日)	昭和51年4月 当社入社 平成17年6月 液晶板ガラス事業本部液晶板ガラス事業部長 平成18年4月 執行役員就任 平成21年4月 液晶板ガラス事業本部長(現任) 平成21年6月 取締役就任(現任) 常務執行役員就任 平成23年4月 専務執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：液晶板ガラス事業	5,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
4	<p style="text-align: center;">やま もと しげる 山 本 茂 (昭和28年12月19日)</p>	<p>昭和53年4月 当社入社 平成9年10月 技術部長 平成14年6月 執行役員就任 平成17年6月 取締役就任（現任） 常務執行役員就任 平成24年4月 専務執行役員就任（現任） 〔執行役員の業務分担〕 統括：技術、開発、研究、知的財産、 コンシューマーガラス事業、 電子部品事業、薄膜事業 担当：応用開発</p>	15,000株
5	<p style="text-align: center;">いな ます こう いち 稲 増 耕 一 (昭和27年1月30日)</p>	<p>昭和49年4月 当社入社 平成10年6月 人事部長 平成14年6月 執行役員就任 平成18年4月 CRT事業本部長（現任） 平成18年6月 取締役就任（現任） 常務執行役員就任 平成21年4月 プラズマ板ガラス事業本部長（現任） 平成24年4月 専務執行役員就任（現任） 〔執行役員の業務分担〕 統括：ガラス繊維事業、CRT事業、 プラズマ板ガラス事業 〔重要な兼職の状況〕 ニッポン・エレクトリック・ガラス・マレーシア Sdn. Bhd. 会長</p>	27,000株
6	<p style="text-align: center;">み やけ まさ ひろ 三 宅 雅 博 (昭和25年10月18日)</p>	<p>昭和50年4月 当社入社 平成9年10月 一般ガラス事業本部一般ガラス藤沢事業部 長 平成13年6月 執行役員就任 平成23年6月 取締役就任（現任） 常務執行役員就任（現任） 〔執行役員の業務分担〕 担当：環境管理、製造技術、工務、施設、貿易管理</p>	22,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7	きた がわ たもつ 北川 保 (昭和25年4月3日)	昭和48年4月 当社入社 平成13年6月 執行役員就任 平成17年6月 液晶板ガラス事業本部営業部長 平成23年6月 取締役就任(現任) 常務執行役員就任(現任) 平成24年4月 液晶板ガラス事業本部副本部長(現任) 〔執行役員の業務分担〕 担当：液晶板ガラス事業・営業・STN事業、営業管理 〔重要な兼職の状況〕 電気硝子貿易株式会社社長 電気硝子(上海)有限公司董事長	17,000株
8	まつ もと もと はる 松本元春 (昭和32年5月30日)	昭和57年4月 当社入社 平成17年2月 経理部長 平成19年4月 執行役員就任 平成23年6月 取締役就任(現任) 常務執行役員就任(現任) 〔執行役員の業務分担〕 統括：総務、人事 担当：経理、資材、東京支社	9,000株

- (注) 1. 候補者北川 保氏は、電子・情報用ガラスの加工、販売を行っている電気硝子(上海)有限公司の董事長を兼務しています。当社は同社との間で同ガラスの半製品の販売及び製品の購入等の取引関係があります。他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、執行役員制度を採用しています。「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄中の「統括、担当」は執行役員の業務分担を記載しています。
3. 所有する当社の株式数は、平成24年3月31日現在の所有株式数を記載しています。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
木村圭二郎 (昭和36年4月14日)	昭和62年4月 弁護士登録 昭和法律事務所入所 平成6年1月 ニューヨーク州弁護士登録 平成7年7月 弁理士登録 平成10年5月 共栄法律事務所開設(現在) 〔重要な兼職の状況〕 中央電力株式会社社外取締役 株式会社ナガオカ社外監査役 株式会社OSK日本歌劇団社外取締役	なし

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数は、平成24年3月31日現在の所有株式数を記載しています。
3. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりです。
- (1) 木村圭二郎氏は、補欠の社外監査役候補者です。
 - (2) 補欠の社外監査役候補者とした理由
木村圭二郎氏は、弁護士として専門的な知識、豊富な経験を有されています。これらの知識、経験を当社の監査に反映していただくため、選任をお願いするものです。
 - (3) 社外監査役として職務を適切に遂行できると判断した理由
木村圭二郎氏は、これまで社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、弁護士として専門的な知識、豊富な経験を有されていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
 - (4) 責任限定契約の概要
木村圭二郎氏が社外監査役に就任した場合には、当社との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度とする契約を締結する予定です。
4. 木村圭二郎氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしています。

第4号議案 取締役賞与の支給の件

当事業年度末時点の取締役9名に対し、当事業年度の業績等を勘案し、取締役賞与総額1億2,119万円を支給することといたしたく存じます。

以上

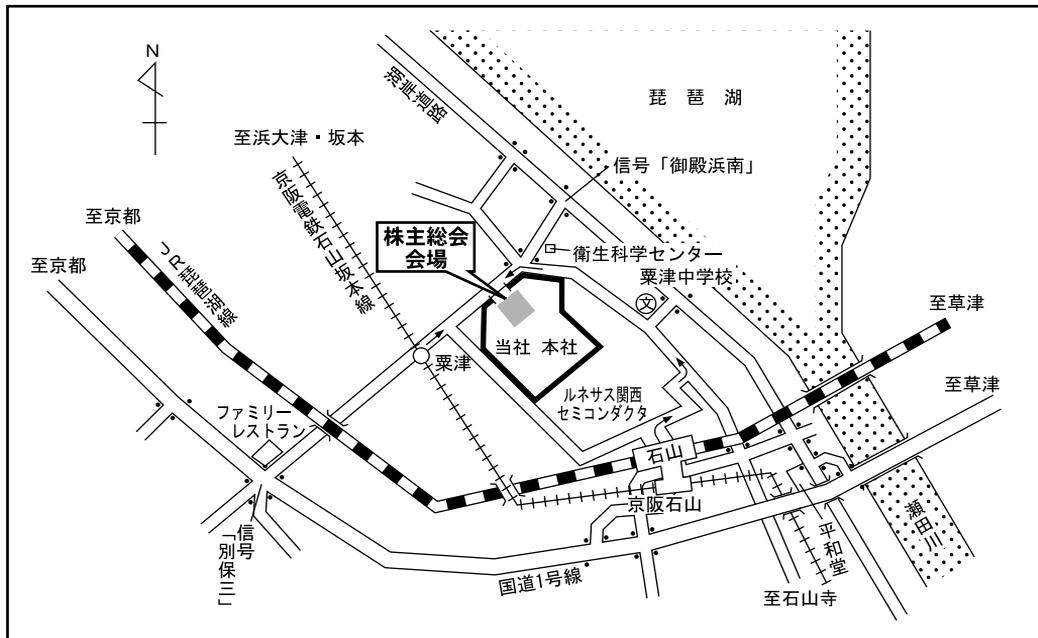
(メモ)

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

(メモ)

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

株主総会会場ご案内図



[会 場]

日本電気硝子株式会社 本社会議室
滋賀県大津市晴嵐二丁目7番1号
電話 (077) 537-1700(代表)

[交 通]

- ・JR 琵琶湖線「石山駅」下車 北出口より徒歩約10分
- ・JR 琵琶湖線「石山駅」下車 南出口より京阪電鉄（浜大津・坂本方面行き）
に乗り換え「栗津駅」下車 徒歩約2分

※お車でのご来場はお控えてくださいますようお願い申し上げます。